

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第11号

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例

四日市市再開発住宅条例（平成6年四日市市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 再開発住宅の名称及び位置は、 次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 再開発住宅の名称及び位置は、 次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>末永・本郷</u>	四日市市末永町1 2番15号	<u>四日市市末永・本郷再開発住宅</u>	四日市市末永町1 2番15号

改正後		
別表第2（第29条関係）		
駐車場の名称	位置	使用料（1台1箇月あたり）
<u>末永・本郷</u>	末永町 <u>1281番</u>	3,240円

改正前		
別表第2（第29条関係）		
駐車場の名称	位置	使用料（1台1箇月あたり）
<u>末永・本郷再開発住宅</u>	末永町 <u>496番</u>	3,240円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)